

大阪地方最低賃金審議会

第332回総会議事録

1 日 時

令和元年8月5日（月）午後1時55分～同2時10分

2 場 所

大阪合同庁舎第2号館 5階 共用会議室C

3 出席者

（公益代表委員）

飯島委員、衣笠委員、立見委員、服部委員、深井委員、水島委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、北畑委員、黒田委員、福西委員

（使用者代表委員）

中野委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員、横田委員、吉田委員

（事務局）

井上労働局長、井口労働基準部長、渡邊賃金課長、西川主任賃金指導官、小松賃金指導官、
青木賃金指導官

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定について

（2）その他

(開会 午後1時55分)

西川主任賃金指導官

では、ただいまから大阪地方最低賃金審議会第332回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員6名の計16名の委員のご出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する上山委員、佐村委員は、本日、所用のため御欠席でございます。

では、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

服部会長

皆様、こんにちは。

それでは、議事(1)の大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

本年度は、大阪府最低賃金専門部会において、統計資料のほか、介護事業者に対する事業場実施視察、意見書、総会における意見聴取も踏まえ、5回の審議を重ねてまいりました。

専門部会の審議期間中に、中央最低賃金審議会の目安が答申されましたので、事務局から御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についてご報告させていただきます。

7月31日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、今年度の引き上げの目安額が全国加重平均で27円、引き上げ率に換算して3.09%という結果で取りまとめられました。

ちなみに、昨年度の引き上げの目安額は全国加重平均で26円、引き上げ率で3.07%でございました。

今年度は、昭和53年に目安制度が始まって以降、最大の目安額となっております。ランク別ではAランク28円、Bランク27円、Cランク26円、Dランク26円とされ、全ランクで昨年の目安額を超える水準となっており、地域間格差に配慮する視点からC・Dランクで同額、Aランク、Bランクの目安額の差も2円となっております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明があったとおりですが、質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

服部会長

質問等ないようですので、先に進ませていただきます。

それでは、専門部会の審議結果について事務局より御説明をお願いいたします。

渡邊賃金課長

それでは、大阪地方最低賃金審議会大阪府最低賃金専門部会の審議結果について御報告いたします。

令和元年7月3日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引き上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、本日、全会一致により、大阪府最低賃金額964円という結論に達しましたので御報告いたします。

なお、今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響がますます大きくなることを踏まえ、生産性向上支援等の強化を厚生労働省、経済産業省、国土交通省を初めとする関係省庁が連携して効果的に行うことを国に強く求めるとともに、これまでの取り組みを踏まえて、引き続き、①影響の及ぶ中小企業等を十分把握した上で、的確な周知広報、履行確保に努めること、②中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、省庁及び関連する団体等と連携し、より一層、計画的、効果的に周知し、利活用の促進、支援に努めること、③行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請すること、④不公正な商取引により中小企業等の賃金支払い能力が不当に下げられている場合もあることから、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること、⑤以上の取り組み状況については、中小企業等に対する支援措置の利活用の状況を含め検証を行い、当審議会の場において報告することを要望するとしております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明があったとおりでございます。質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

ありがとうございます。

先ほど御報告がありましたとおり、本年度の大阪府最低賃金の改正につきましては、専門部会において全会一致の結論が得られましたので、令和元年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づきまして、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、本日の資料2、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議をもって、当審議会としての決議となりますので、資料3のとおり既に当審議会として答申しているところではございます。本日は、再度、局長へ直接答申をいたします。

西川主任賃金指導官

では、会長、局長、指定場所へ移動願います。
記者の方は、指定場所の撮影をお願いいたします。

(会長から局長へ答申文を手交する)

西川主任賃金指導官

これで撮影は終了とさせていただきます。
会長、局長、席へお戻りください。

井上労働局長

ただいま大阪府最低賃金につきまして、御答申をいただきましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、7月3日に諮問を申し上げて以来、改定審議に御尽力いただきまして、本日全会一致で答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪労働局といたしましては、今後、本答申を尊重し、異議申出に係る公示及び官報公示等所定の手続を進めてまいりますとともに、発効後におきましては、改正された最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申にあわせて要望いただきました事項につきましても、厚生労働省本省に伝えますとともに、関係省庁とも調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、御礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

服部会長

それでは、続きまして大阪府最低賃金の今後の手続について事務局から説明をお願いいたします。

西川主任賃金指導官

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

本日、8月5日付で審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたしました。

異議申出の締め切りは8月20日となり、異議申出がございますと、8月21日水曜日に開催予定の第333回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明について何か質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

服部会長

それでは、議事（２）のその他に入りますが、事務局から何かございますか。

西川主任賃金指導官

ここで、大阪府最低賃金の改正決定に係る要請につきまして御紹介いたします。

本日配付資料の１１ページをご覧ください。

この資料４は、本年７月２５日に開催の第３３１回総会以降に提出されました最低賃金に係る労働団体からの要請で、本年７月３１日付にて、ＵＡゼンセン万代ユニオンから大阪地方最低賃金審議会宛てに大阪府最低賃金の大幅な引き上げを求める要請があったものでございます。

この要請は、本年度第３３０回及び第３３１回総会で、日本労働組合総連合会大阪府連合会からの要請書がありましたことをご紹介いたしました。それに引き続き、同様の内容で要請のあったもので、このほか、新たに連合大阪傘下１０団体からも提出されております。

要請書は、全て公益委員のお席の後ろに置いております。

以上でございます。

服部会長

ありがとうございます。

それでは、最後に、労働審を代表する委員、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

使用者を代表する委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

（ な し ）

服部会長

事務局から何かございませんでしょうか。ありませんでしょうか。

（ な し ）

服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

本日の議事録の署名につきましては、私のほか、労働者を代表する委員が黒田委員、使用者を代表する委員は平岡委員にお願いをしたいと存じます。

次回の総会は、異議申出がございましたら、８月２１日水曜日、午前１１時から開催することいたします。各委員の皆様におかれましては、大変暑い中、御苦労さまでございました。

それでは、これもちまして、本日は閉会といたします。

ありがとうございました。

（閉会 午後２時１０分）